

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。

平成29年2月8日

京都市長 門川 大作

## 1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

### (1) 名称

特定非営利活動法人ハテナソン共創ラボ

### (2) 代表者名

佐藤 賢一

### (3) 主たる事務所の所在地

京都市下京区河原町通五条下る本塩竈町558番地2リーガル京都河原町五条605号

### (4) 定款に記載された目的

この法人は、社会課題の発見や解決のために行動したいと考えている人や、普段の自らの学びや仕事と地域・社会・世界との結びつきに関心がある人に対して、「一人一人が自ら問い、自ら学ぶための、そして同じ場集ったお互いの発想や考えを尊重しあいながら共に問い、共に学ぶための様々な手法」を用いた共創の場（以下、ハテナソンと呼称）を提供する、あるいは共につくる事業を行い、一人一人の学びや仕事は社会と新たな接点を持ち、いきいきと結びつく共創社会が実現すること、そしてそのことを通してさまざまな社会課題への挑戦と解決が実現することに寄与することを目的とする。

## 2 申請年月日

平成29年2月1日

(文化市民局地域自治推進室)